



本件照会先

野田 圭祐(調査担当)  
帝国データバンク  
京都支店 情報部  
075-223-5111(代表)  
問合せ先:kyotojoho@mail.tdb.co.jp

発表日

2026/06/30

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。  
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

# 改正物流効率化法、 認知度は約1割にとどまる 運送側と荷主側で意識差も

「関係事業者間での連携」が今後のカギに

## 京都府・改正物流効率化法に関する企業の意識調査 (2026年4月)

### SUMMARY

2026年4月1日に全面施行された改正物流効率化法の『内容を知っている』企業の割合は11.0%だった一方、『内容を知らない』企業は74.7%にのぼった。物流停滞に対して重要と考える対策は「関係事業者間での連携の強化」が34.9%で最も高くなり、物流量やタイミングの調整、業務効率化など運用面での対応も上位に並んだ。業界別では『運輸・倉庫』における内容の認知割合が5割と高い一方、主要な荷主事業者では1割台となったほか、重要と考える対策にも違いがみられた。

株式会社帝国データバンク京都支店は、京都府405社を対象に、2026年4月1日に全面施行された「改正物流効率化法」に関するアンケート調査を実施した

※調査期間:2026年4月16日~4月30日(インターネット調査)

※調査対象:京都府405社、有効回答企業数は218社(回答率53.8%)

## はじめに

「改正物流効率化法」とは、荷主と物流事業者に対して、物流の生産性向上を義務付け、努力義務化した法律。この法改正により、従来の事業者任せの対策から、国が主導して関係者全体で物流効率化を推進する仕組みへと大きく転換した。対象となる事業者は、自社荷物の運送を依頼するすべての荷主企業と、運送・倉庫を担う物流事業者の両方が対象で、ドライバーの荷待ち・荷役時間の短縮や、トラック 1 台あたりの積載効率の向上が努力義務として課されている。

また、一定量以上の取扱貨物量や保有車両台数を持つ特定事業者は、荷待ち時間や物流量などの把握と国への報告、物流効率化に向けた中長期計画の策定と実行、社内の物流改善を統括する「物流統括管理者(CLO)」の選任などが求められている。取り組みが著しく不十分な場合は、国から改善の勧告・命令がなされ、最大 100 万円の罰金が科される規定もある。

## 改正物流効率化法、企業の 74.7%が『内容を知らない』

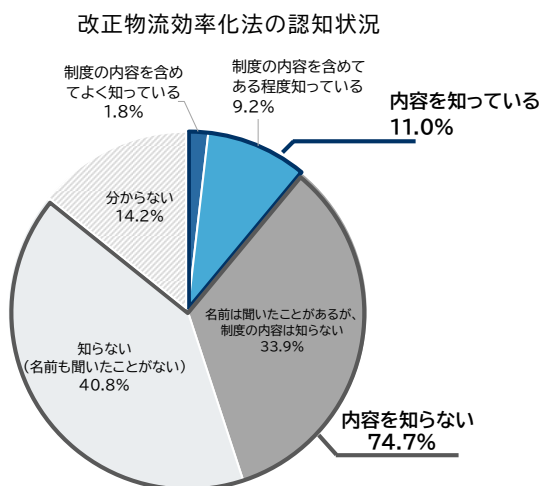
2026 年 4 月 1 日に「改正物流効率化法」が施行され、一定規模以上の特定事業者には中長期計画の作成や定期報告が義務付けられた。これに先立ち、2025 年 4 月には、すべての荷主および物流事業者に対し、物流効率化に向けた取り組みが努力義務として課された。

京都府内の企業に「改正物流効率化法」の認知状況を尋ねたところ、「制度の内容を含めてよく知っている」は 1.8%、「制度の内容を含めてある程度知っている」は 9.2%となった。両者を合わせた『内容を知っている』企業は 11.0%と低水準にとどまった。

なお、『内容を知っている』企業は、全国(16.8%)と比較すると 5.8 ポイントも低く、全国に比べて認知度が低いことが判明した。

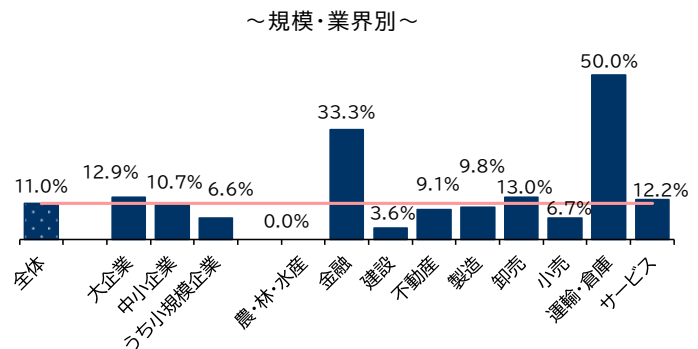
一方で、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」は 33.9%、「知らない(名前も聞いたことがない)」は 40.8%となり、合計すると『内容を知らない』企業は 74.7%と 7 割強に達した。

### 改正物流効率化法の認知状況



注1: 母数は、有効回答企業218社  
注2: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。  
また、内訳も必ずしも一致しない

### 改正物流効率化法の『内容を知っている』企業の割合



規模別に『内容を知っている』割合をみると、貨物量がより多い傾向にある「大企業」は 12.9%と全体を 1.9 ポイント上回ったが、「中小企業」(10.7%)、「小規模企業」(6.6%)は全体を下回った。

業界別では、トラック運送など物流事業者が多くを占める『運輸・倉庫』が 50.0%と突出して高かった。他方、『卸売』(13.0%)のほか、『サービス』(12.2%)は全体を上回ったものの、いずれも 1 割台にとどまった。また、『製造』(9.8%)、『小売』(6.7%)は、主に着荷主として物流との接点が多いにもかかわらず全体を下回り、認知は低水準だった。荷主の間でも特に着荷主中心の業界で認知が進んでいない実態が浮き彫りとなった。

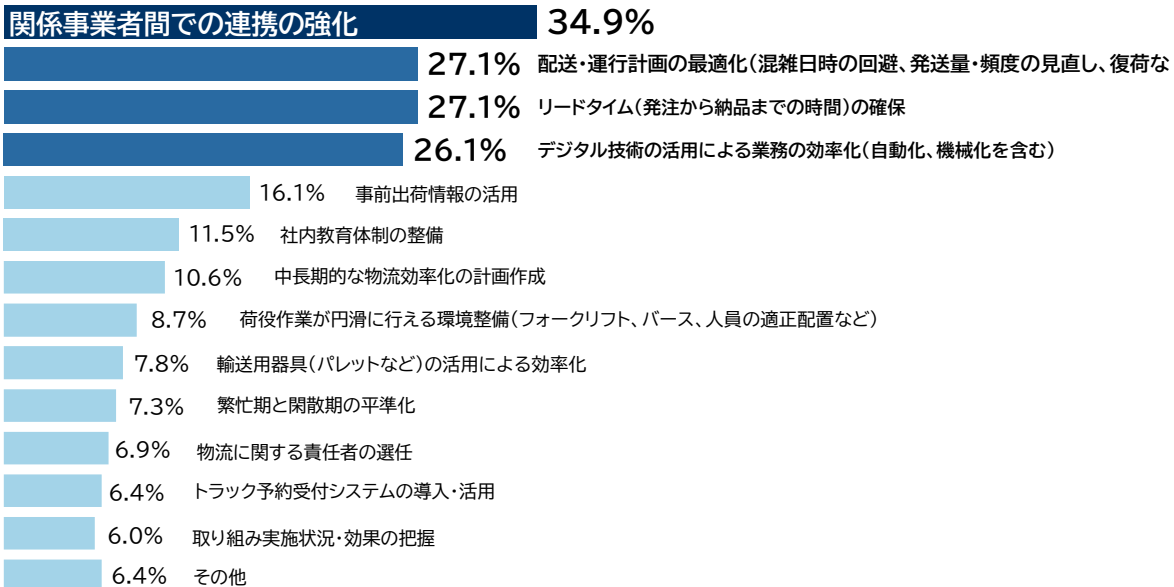
## 重要な対策、「関係事業者間での連携の強化」がトップ

働き方改革にともなう「2024 年問題」やドライバー不足による物流停滞が懸念されるなか、重要と考える対策・取り組みについて尋ねたところ、「関係事業者間での連携の強化」が 34.9%でトップとなった(複数回答、以下同)。当事者にとって物流課題は自社単独では解決しにくいとの認識が広がっている。

次いで、混雑日時の回避、発送量・頻度の見直し、復荷など「配送・運行計画の最適化」(27.1%)や「リードタイム(発注から納品までの時間)の確保」(27.1%)といった物流量やタイミングを調整する運用面での対応が続いた。さらに、これらを支える手段としての側面を持つ自動化など「デジタル技術の活用による業務の効率化」(26.1%)も上位に位置した。

一方で、「取り組み実施状況・効果の把握」(6.0%)、「物流に関する責任者の選任」(6.9%)、「繁忙期と閑散期の平準化」(7.3%)といった組織体制の整備に加え、「トラック予約受付システムの導入・活用」(6.4%)、「輸送用器具(パレットなど)の活用による効率化」(7.8%)、フォークリフト、バース、人員の適正配置などの「荷役作業が円滑に行える環境整備」(8.7%)といった現場における荷役作業の効率化に関する項目は、いずれも低水準にとどまった。

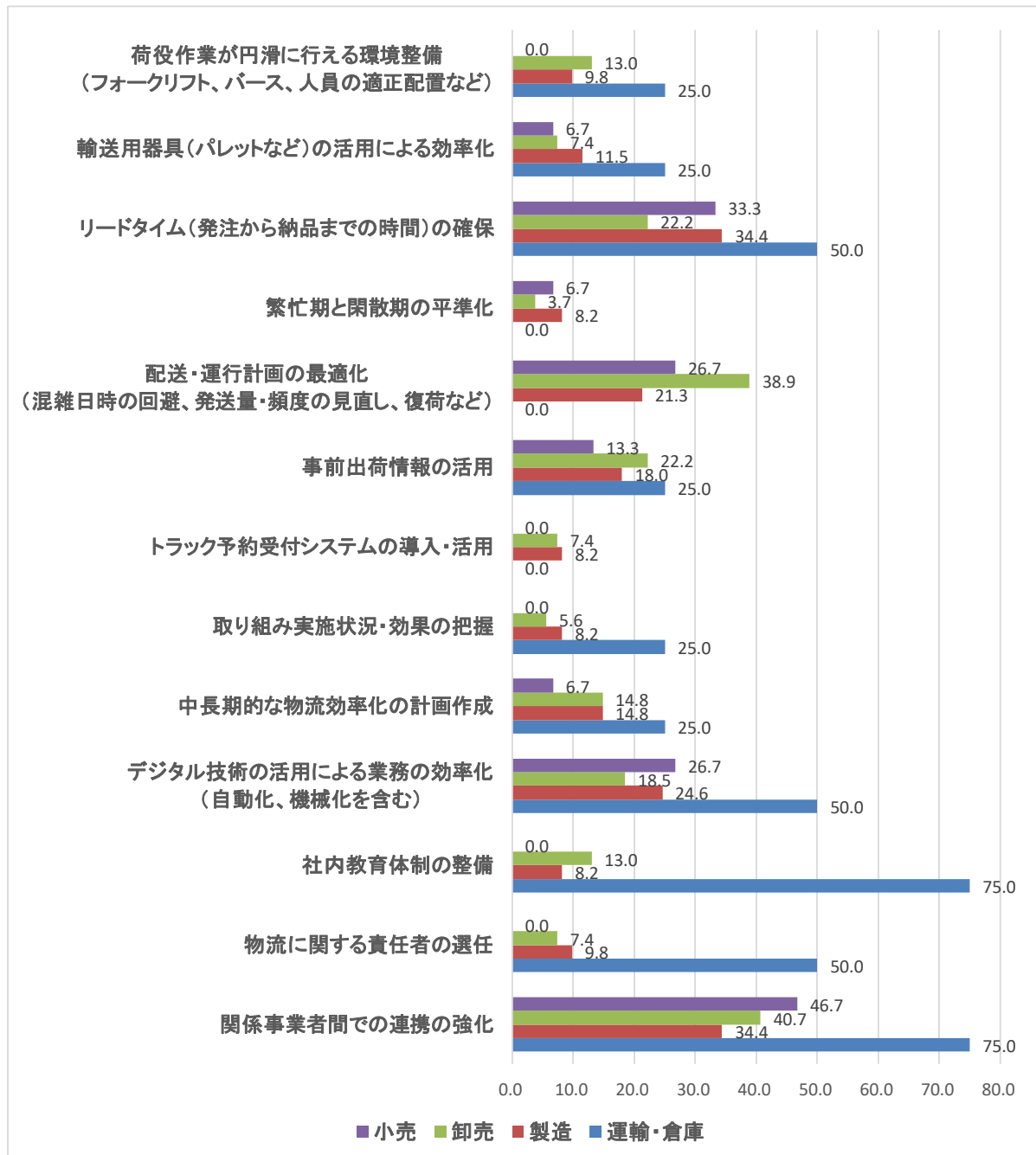
### 物流の停滞に対する重要な対策・取り組み



注:母数は、有効回答企業218社

物流事業者である『運輸・倉庫』と、主要な荷主である『小売』『卸売』『製造』（以下、『荷主事業者』）を比較すると、『運輸・倉庫』では多くの項目において重要とする割合が相対的に高く、課題意識の高さが幅広い分野で見られた。なかでも、『運輸・倉庫』では、「関係事業者間での連携の強化」「物流に関する責任者の選任」「社内教育体制の整備」「デジタル技術の活用による業務の効率化（自動化、機械化を含む）」「リードタイム（発注から納品までの時間）の確保」は50%以上となった。

物流の停滞に対する重要な対策・取り組み（『運輸・倉庫』と『荷主事業者』の比較、単位％）



## まとめ

「改正物流効率化法」では、一定規模以上の貨物輸送量や車両数を有する企業に対して義務が課される一方、それ以外の企業には努力義務にとどまっている。そのため、回答企業の 85.8%が中小企業である本調査では、法改正に対する認知が十分に進んでいない結果になったと考えられる。しかし、2030 年には国内で輸送される 9 億トン超の荷物が運べなくなるとされる、いわゆる「物流の 2030 年問題」が懸念されている。このような事態を回避するためには、企業規模を問わず、物流に関わるすべての企業が対応を進めることが不可欠である。さらに、こうした取り組みは企業にとっても、配送コストの削減やサービス品質の向上といった効果が期待される。

今後は、物流事業者と荷主の連携による共同配送のほか、デジタル技術の活用による自動化・効率化など、多岐にわたる取り組みが重要である。また、物流事業者におけるドライバー確保に向けて賃上げ原資を確保するための価格転嫁を進めやすい環境整備の強化も求められる。

ただ、システム投資や業務フローの見直しなどはコスト負担が増加するほか、従前の商習慣を変更することによる社内外の調整には労力を要する。そのため、運送側だけでなく荷主側にも広く認知・協力してもらうことで、物流の生産性向上を図ることが求められる。

### <参考> 企業からの声

企業からの声	業種51分類
当社は配送も自社便（社員）で行っているため、いかに人材を確保できるかがポイントとなる。現在のところは人員確保はできているが、より効率よく動かすために、社員教育と人材育成に力を入れていきたい。	パルプ・紙・紙加工品 製造業
荷受け時は、荷卸しなどの作業を行い、トラック運転手がスムーズに帰れるようにしている。	建材・家具、窯業・ 土石製品卸売業
運送会社に対して輸送予定を1か月前、確定情報を1週間前に共有するなど、早い段階で輸送計画を立て、情報共有を専用のアプリを用いて実施している。顧客に対しては、納品先でのトラックの待機時間を1時間以内とするよう協力要請しており、拘束時間の削減を実施している。	電気機械製造業
社内納期の短縮、発送物をまとめるなどして、混載効率を高める工夫をしている。	出版・印刷
荷卸し作業、積み込み作業を時間短縮できるように、フォークリフトで作業できる梱包形態にしている。	機械・器具卸売業
仕入先、得意先との、綿密な連絡・連携で解消するしかないと考えている。	その他の卸売業

## 調査先企業の属性

## 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ 「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または 「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ 「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または 「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ 「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または 「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ 「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または 「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング